

# 令和7年度専門高校生海外インターンシッププロジェクト業務委託募集要項

## 第1 委託業務の概要

### 1 委託業務の名称

令和7年度専門高校生海外インターンシッププロジェクト業務

### 2 委託業務の目的

専門高校生を対象に、海外でのインターンシップ及び現地高校生との交流活動等を体験させることで、主体的かつ積極的に異文化に接する態度を育成するとともに、広い視野に立ったグローバル人材の育成を図る。

### 3 委託業務の内容

別紙1「令和7年度専門高校生海外インターンシッププロジェクト業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### 4 業務の委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

### 5 委託金額限度額等

#### (1) 委託金額限度額

5,075,070円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

愛知県財務規則第129条の2の規定により、契約に先立ち契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付する必要がある。ただし、同規則第129条の3の規定に該当する場合は、全部又は一部の納付を免除する。

#### (2) 引率教員の海外渡航に係る経費の見積限度額

仕様書の「7 参加者負担金について」に記載の引率教員の自己負担となる経費のうち、海外渡航に係る1人当たりの経費の見積額は384,671円を上限とする。なお、海外渡航に係る経費の見積額に含む経費は第2の5(1)オのとおり。

### 6 企画提案及び委託する業者の資格要件(応募資格)

企画提案及び委託する業者は、次の各号の全てに該当する者であることを資格要件(応募要件)とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛知県の令和6・7年度入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「13. 旅客業」のうち小分類「01. 旅行」に登録されている者であること。
- (3) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく登録を受けており、本業務を履行することができる者であること。
- (4) 企画提案参加申出書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていない

者であること。

## 第2 企画提案等

### 1 企画提案を求める内容

以下の項目について網羅されていること。なお、説明上、支障のない限り、項目番号の順序で記載すること。

- (1) 会社としての本業務に対するアピール点（コンプライアンスに対する考え方を含む。）
- (2) 本業務において実施できる具体的な活動とその指導内容
- (3) インターンシップ受入先企業と海外現地ガイドの選定方法
- (4) 海外交流プログラムの内容
- (5) 県教育委員会や受入先企業等との協議の頻度・方法等
- (6) 参加生徒・引率教員への事前説明会及び事前研修の方法等
- (7) 海外宿泊研修中の参加生徒の健康管理体制
- (8) 参加生徒の事故等の非常時における危機管理体制
- (9) 情報漏えい防止等の管理体制
- (10) 事業実施スケジュール
- (11) 経費の見積項目や見積額
- (12) その他

### 2 企画提案の審査基準

審査は、以下の基準に基づき行う。

- (1) 本業務を実施するための人員は確保されているか。
- (2) 本業務を実施するに際して、非常時への対応等、危機管理体制は整っているか。
- (3) 生徒等の個人情報の取扱いなど、コンプライアンスに関する社内の体制は整っているか。
- (4) 本業務と同種・類似した業務の実績はどの程度あるか。また、その業務の実績・成果は本業務にふさわしい内容か。
- (5) 提案内容は、本業務の目的を達成できる内容か。
- (6) 本業務の趣旨が正しく理解されているか。
- (7) 提案内容に、事業者の独自性、創意工夫はあるか。
- (8) 提案内容の経費の見積項目・金額は適切か。
- (9) 参加生徒にとって魅力ある海外交流プログラムとなっているか。
- (10) 本業務の目的を達成できるレベルの受入先企業と海外現地ガイドを確保できるか。
- (11) 県教育委員会や受入先企業等との協議の頻度・方法等は適切か。
- (12) 参加生徒・引率教員への事前説明会及び事前研修の方法等は適切か。
- (13) 海外宿泊研修中の参加生徒の健康管理体制は適切か。
- (14) 社会的価値の実現に資する取組を行っているか。

### 3 本要項に関する質問

- (1) 質問の受付

企画提案書類の作成又は委託業務の内容等に関する質問がある場合は、令和7年3

月 5 日（水）午後 5 時までに、以下に記載の URL から質問事項等を送信すること。

URL <https://forms.office.com/r/kFhhzjKkYu>

(2) 質問に対する回答

受け付けた質問への回答については、令和 7 年 3 月 6 日（木）午後 5 時までに次の Web ページに掲載する。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/kaigaiinternship-kobo>

#### 4 企画提案参加申出及び資格要件の審査

本企画提案に参加を希望する業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申出書（様式 1） 1 部

イ 会社の概要（組織体制、業務内容等）が分かる資料（会社のパンフレット等）  
7 部

ウ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づく登録を受けており、本業務を履行することができる者であることが分かる書類

(2) 提出方法

電子メール、直接持参又は郵送による。

※ 持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に持参すること。

※ 郵送の場合は、書留等配達証明が証明できる方法とすること。

(3) 提出期限

令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時まで

なお、郵送により提出する場合にも同期限必着とする。

(4) 提出先

愛知県教育委員会高等学校教育課（担当：浅井、井上）

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電子メール：[kotogakko@pref.aichi.lg.jp](mailto:kotogakko@pref.aichi.lg.jp)

(5) 資格要件に係る審査結果

令和 7 年 3 月 11 日（火）までに、企画提案参加申出書を提出した全ての者に対して電子メールにより通知する。

#### 5 企画提案書類の提出方法及び企画提案の審査

(1) 提出書類

ア 企画提案書 7 部

※ 様式 2 を企画提案書の表紙とすること。

様式：A 4 縦型、横書き、左綴じ

枚数：表紙、資料、図表を含め、20 枚以内（両面印刷 40 ページ以内）

イ 本業務と類似する業務委託の平成 31 年 4 月以降の契約実績（契約相手、契約金額、契約内容等）が分かるもの（任意様式） 7 部

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）

エ 見積書 1部

仕様書の「6 契約金額について」に記載の本業務に係る見積額（取引に係る消費税及び地方消費税の額は税率ごとに区分して記載すること。）を記載して提出すること。

オ 引率教員の海外渡航に係る経費の見積書 1部

仕様書の「7 参加者負担金について」に記載の引率教員の自己負担となる経費のうち、海外渡航に係る1人当たりの経費の見積額（取引に係る消費税及び地方消費税の額は税率ごとに記載すること。）を記載して提出すること。

なお、海外渡航に係る経費の見積額に含む経費は下表のとおり。

海外渡航に係る経費の見積額に含む経費	備考
航空賃（航空保険特別料金及び燃油特別付加運賃を含む。）、鉄道賃、船賃、貸切バス借上料（有料道路料金、駐車場料金及び乗務員経費を含む。）	貸切バス借上料は、その合計額を11人（生徒8人＋引率教員2人＋添乗員1人）で除した額を1人当たりの額とする。 日本国内の交通費は含まない。
宿泊費（朝食代を含む。）	1人1泊当たり20,000円を上限とする。
昼食代及び夕食代	昼食代及び夕食代は、第1の5(2)に記載の上限額の算定には含まない。
入出国税の実費額、現地空港使用税、空港において支払う旅客サービス施設使用料、旅行取扱手数料、旅行企画料、航空機変更保険料、海外旅行保険料	

※ 令和7年度からの旅費制度の改正の状況により変更となる場合がある。

(2) 提出方法

書類の直接持参又は郵送に加え、電子メールによるデータ（PDF）の提出。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに持参すること。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とすること。

電子メールは、愛知県教育委員会高等学校教育課（kotogakko@pref.aichi.lg.jp）宛て送付すること。

(3) 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時まで

なお、郵送により提出する場合にも同期限必着とする。

(4) 作成にあたっての留意事項

ア 企画提案書は、第2の1「企画提案を求める内容」の(1)から(12)の各項目順に、できる限り具体的に記載すること。

イ 県教育委員会が提供した資料については、本企画提案に関する目的以外で使用しないこと。

(5) 企画提案書類の提出先

愛知県教育委員会高等学校教育課（担当：浅井、井上）

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(6) 企画提案書類の審査

令和7年3月14日（金）以降に、本県の職員で構成される「業務委託業者選定委員会」において、提出された企画提案書類の書面審査を行い、最も優れた企画提案のあった1者を選定する。

なお、企画提案書類に対する質問については、随時書面により行う。

## 6 委託業者の選定

- (1) 企画提案に係る選定結果については、審査終了後終了後速やかに、参加した全ての業者に対して、書面で通知する。
- (2) 県教育委員会は、選定された企画提案者1者に対して、企画提案書類の内容をもとに協議する。必要があれば契約を締結するための仕様書等の調整を行った後、正式な見積書を徴取し、随意契約を締結する。
- (3) 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができる。

## 7 スケジュール

実施項目		実施日
1	公募開始	令和7年2月28日（金）
2	質問の受付	令和7年2月28日（金）から 令和7年3月5日（水）午後5時まで
3	質問に対する回答	令和7年3月6日（木）
4	企画提案参加申出の受付	令和7年2月28日（金）から 令和7年3月10日（月）午後5時まで
5	参加資格審査結果の通知	令和7年3月11日（火）
6	企画提案書類の提出期限	令和7年3月14日（金）午後5時まで
7	選定委員会における審査	令和7年3月下旬予定
8	審査結果の通知 委託事業者の内定	選定委員会における決定後速やかに行う

## 第3 その他

### 1 業務委託業者選定委員会の辞退

企画提案参加申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

### 2 経費負担

この企画提案に係る費用は全て、企画提案者の負担とする。

### 3 情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書は、次のとおり取扱う。

- (1) 採用された企画提案書については、「愛知県情報公開条例」（平成12年3月28日条例19号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (2) 不採用となった企画提案書については、開示しないものとする。

### 4 提出書類の取扱い

提出のあった企画提案書等の書類については返却しない。

#### **5 異議の申立て**

本企画提案に参加を希望する者は、この募集要項、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### **6 契約の手續において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限る。

#### **7 契約の条件**

本契約は、令和7年2月県議会における本事業に係る予算の成立が条件となる。

#### **8 問合せ先**

愛知県教育委員会高等学校教育課（担当：浅井、井上）

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052-954-6787（ダイヤルイン）

052-954-6826（ダイヤルイン）

F A X：052-961-4864

電子メール：kotogakko@pref.aichi.lg.jp